

4 医療材料の安定供給に係る方策について

(2) 供給が著しく困難で十分償還されていない医療機器については、平成20年度制度改定において、その価格を上げることができるよう措置を講じたところであるが、当該措置の適用となる基準等の作成を検討するなど、より適切な評価を行う仕組みを検討すべきではないか。

(参考)

I 供給が著しく困難で十分償還されていない医療機器の償還価格見直しの基準について（案）

(i) 対象区分選定の基準

- ア 代替するものがない特定保険医療材料であること
- イ 保険医療上の必要性が特に高いこと
(関係学会から医療上の必要性の観点からの継続供給要請があるもの等)
- ウ 継続的な安定供給に際して材料価格が著しく低いこと
(保険償還価格と市場実勢価格の乖離率が大きい場合を除く。)

(ii) 算定方法

- ア 原価計算方式により算定

(iii) 手続き等

診療報酬改定時に実施

6 歯科用貴金属材料の基準価格の随時改定について

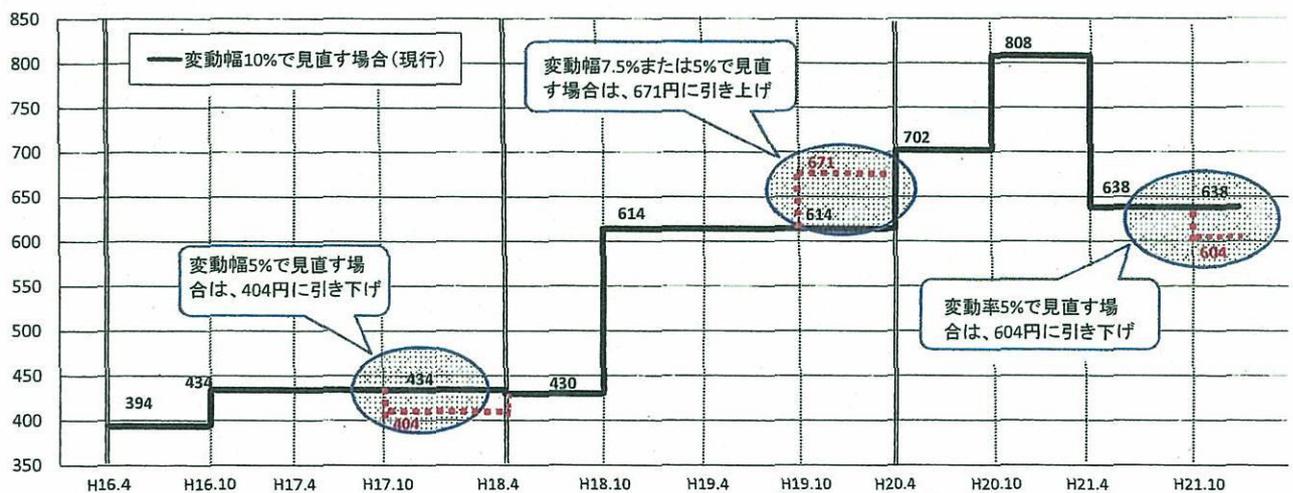
歯科用貴金属材料については、6か月ごとにその価格の変動幅が10%を超えた場合に材料価格基準の見直しを行うこととなっている。

しかしながら、変動幅が10%以内であっても、素材価格の上昇又は下落傾向が継続する等、状況によっては、歯科医療機関や患者にとって比較的大きな購入負担や支払負担が続くことがある。

このため、随時改定に係る算定方法については、医療現場や患者に混乱を招かないよう価格改定の頻度に十分留意しつつ、素材価格の変動が保険償還価格により反映されやすくなるよう見直しを検討してはどうか。

(参考)

(円/g) 10%及び7.5%,5%の変動幅で見直す場合の12%金銀パラジウム合金の告示価格の推移(H16.4～H21.10)



	告示価格の見直し回数(診療報酬改定時除く)					
	H16.4-H18.3		H18.4-H20.3		H20.4-H21.6	
素材価格の平均変動幅(%/月)(※)	-7.1	%	6.3	%	-20.2	%
10%で見直す場合(現行)	1	回	1	回	2	回
7.5%で見直す場合	1	回	2	回	2	回
5%で見直す場合	2	回	2	回	3	回

※ 診療報酬改定時の告示価格の算定に用いた素材価格に対する各期間の平均変動幅